

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が保有する私が〇〇〇〇入所に同意しないと判断した記録」の開示請求につき、平成24年6月29日付けで、別紙1に掲げる文書（以下「本件文書1ないし本件文書4」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を対象として、改めて開示・不開示の決定をすべきである。

実施機関が行ったその余の決定については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇児童相談所が保有する私が〇〇〇〇入所に同意しないと判断した記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法に基づき、平成24年7月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで申立人から

られる。

しかるに、当該不開示部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることをおそれて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮問を受ける（諮問第77号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	申立人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 2月12日	審議
平成25年 3月 7日	審議
平成25年 5月16日	申立人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議
平成25年 8月 7日	答申

別紙 1

- 1 本件文書 1
児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号に基づく施設入所措置承認申立書
- 2 本件文書 2
児童 A に係る取扱経過記録
- 3 本件文書 3
申立人との面接記録
- 4 本件文書 4
児童 A に係る調査・面接記録

別紙 2
(省略)